

Ⅲ 発生段階ごとの行動計画

未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

【目的】

- 1 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2 関係機関と連携のもと、情報収集に努める。

(1) 実施体制

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定にもとづき行動計画を策定し、必要に応じ見直しを行う。(福祉部)
- 2 各部局における業務継続計画を策定する。(福祉部)
- 3 必要に応じ、市対策連絡会議を設置し、関係部局の情報共有を図る。(福祉部)

(2) サーベイランス・情報収集

- 1 厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。(福祉部)
【情報収集源】
 国際機関 (WHO 等)、国立感染症研究所、独立行政法人動物衛生研究所、検疫所等
- 2 国立感染症研究所の症候群サーベイランスや県の感染症発生動向調査などにより、インフルエンザ等の流行状況を把握する。(福祉部)
- 3 市所管の学校・幼稚園・保育所等における感染症の流行状況を把握する。また、国立感染症研究所の学校欠席者情報収集システムを利用し、全国の感染症の流行状況を把握する。(福祉部、教育委員会)
- 4 家きん等における伝染病の流行状況を把握する。(経済部)

(3) 情報提供・共有

- 1 市報、ホームページ等を利用し市民への情報提供を行う。(市長公室、福祉部)
 - ・ 新型を含むインフルエンザ等感染症の基本的な情報や発生した場合の対策について、継続的に情報提供を行う。
 - ・ 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等、通常のインフルエンザに対して実施すべき個人レベルの感染予防策を周知する。
- 2 市医師会等関係機関へ、市の対策を周知する。(福祉部)

(4) 予防・まん延防止

- 1 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及を図る。
(市長公室, 福祉部)
- 2 地域・社会レベルでの新型インフルエンザ等対策を予め周知する。(市長公室, 福祉部)
 - ・新型インフルエンザ等発生時に実施の可能性がある, 患者の濃厚接触者の外出自粛, 学校等の臨時休業, 集会の自粛等の対策について周知を図る。
- 3 ワクチン接種体制を構築する。(福祉部)
 - ・新型インフルエンザ等発生に備えて, 国が住民接種を決定した場合のワクチン接種体制を市医師会等関係機関と協議の上構築する。
 - ・広域的なワクチン接種について関係機関と協議し, 体制を整備する。
- 4 新型インフルエンザ等発生時に備え, マスク, 消毒液等の備蓄を計画的に進める。
(総務部, 福祉部)

(5) 医療

- 1 地域の医療体制についての情報を収集する。(福祉部)
 - ・地域の感染症指定医療機関の状況, 入院病床の数など, 地域の医療情報を県及び市医師会の協力を得て収集する。
- 2 国・県の動向を見ながら新型インフルエンザ等発生時の医療体制を継続的に把握する。
(福祉部)
- 3 県及び市医師会等関係機関と協力し, 臨時的な医療施設を設置する場合についての検討を進める。(福祉部)
- 4 個人防護具, 衛生用品等の備蓄を進める。(福祉部, 広域事務組合消防本部)
 - ・休日夜間診療所勤務者や最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の個人防護具の備蓄を進める。

(6) 市民生活等の安定確保

- 1 市民へ食料・生活必需品の確保について周知を図る。(市長公室, 市民生活部, 福祉部)
 - ・地域感染期が続いた場合に備えて, 生活上必要な物資の備蓄について周知を図る。
- 2 地域感染期における要援護者の支援を検討する。(市民生活部, 福祉部)
 - ・要援護者, 一人暮らし家庭等への生活支援(見回り, 往診・訪問看護, 食事提供等), 病院等への搬送, 死亡時の対応について検討する。
- 3 火葬体制等を整備する。(市民生活部, 広域事務組合)
 - ・県と連携し, 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い, 火葬体制を整備する。
- 4 物資及び資材の備蓄(市民生活部, 福祉部)
 - ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄するとともに, 施設及び設備を整備する。

海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内（県内）では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

【目的】

- 1 市内発生に備えた初動体制及び全庁的体制を構築する。
- 2 感染拡大に備え、県・市医師会等関係機関との協力体制を整備・確保する。

（１）実施体制

- 1 必要に応じ、市対策連絡会議を設置し、関係部署の情報共有を図る。（福祉部）
- 2 国内発生期に備え、各部署の業務継続計画を確認する。（福祉部）

（２）サーベイランス・情報収集

- 1 厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザ等の発生状況や対策等に関する国内外の情報を収集する。（福祉部）

【情報収集源】

- 2 国際機関（WHO等）、国立感染症研究所、独立行政法人動物衛生研究所、検疫所等
- 2 国立感染症研究所の症候群サーベイランスや県の感染症発生動向調査などにより、新型インフルエンザ等の流行状況を継続して把握する。（福祉部）
- 3 市所管の学校・幼稚園・保育所等での集団発生の把握を強化する。（福祉部、教育委員会）
- ・関係機関と連携し、感染者の流行状況及び集団欠席の状況を把握する。
- 4 県、保健所、市医師会等の協力を得て、市内医療機関の受診状況等の情報を収集する。（福祉部）
- 5 国・県よりワクチンの製造情報等ワクチンに関する情報を収集する。（福祉部）

（３）情報提供・共有

- 1 市報、ホームページ等を利用し、迅速かつ正確に市民への情報提供を行う。
（市長公室、福祉部）
- ・海外での発生状況、現在の対策等について国・県の広報と整合性を図りながら情報提供を行う。
- ・手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等、感染予防策を周知する。
- ・県と連携し、発生国からの帰国者やその濃厚接触者などで発熱等の症状のある者の医療機関受診方法について市民に周知する。
- 2 相談窓口を設置する。（福祉部）
- ・市民からの一般的な問合せに対応するため、県と連携し、相談窓口を設置する。
- 3 県、保健所、市医師会等関係者と必要な情報を共有する。（福祉部）

(4) 予防・まん延防止

- 1 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の基本的な感染予防策を市民へ周知する。
(市長公室, 福祉部)
- 2 市所管の学校・幼稚園・保育所及び社会福祉施設等で, 基本的な感染予防策の周知と実践を図る。(教育委員会, 福祉部)
- 3 国・県及び市医師会等関係機関と連携し, 速やかにワクチン接種を実施するための体制を構築する。(福祉部)
- 4 マスク, 消毒薬等を確保する。(総務部, 福祉部)

(5) 医療

- 1 県と協力し, 患者発生に備えた医療体制について確認する。
(福祉部, 広域事務組合消防本部)
 - ・市内での患者が発生した場合の輸送体制, 受入医療機関等を確認する。
- 2 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置状況を確認する。(福祉部)
- 3 個人防護具, 衛生用品等の確保を進める。(福祉部, 広域事務組合消防本部)
 - ・備蓄状況に応じて, 休日夜間診療所勤務者や最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の個人防護具の確保を進める。
- 4 県及び市医師会等関係機関と協力し, 臨時的な医療施設を設置する場合の体制を確認する。(福祉部)

(6) 市民生活等の安定の確保

- 1 地域感染期における要援護者への支援体制を確認する。(市民生活部, 福祉部)
 - ・要援護者等感染期に援助が必要になる可能性のある世帯を確認する。
 - ・要援護者, 一人暮らし家庭等への生活支援(見回り, 往診・訪問看護, 食事提供等), 搬送, 死亡時の対応について確認する。
- 2 火葬体制等を整備する。(市民生活部, 広域事務組合)
 - ・県と連携し, 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い, 火葬体制を整備する。
- 3 物資及び資材の備蓄等を行う。(市民生活部, 福祉部)
 - ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等するとともに, 施設及び設備の整備をする。

地域未発生期（国内発生期）

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内においては発生していない状態。

【目的】

- 1 地域発生（県内発生）に備えて体制の整備を行う。
- 2 地域発生をできるだけ遅らせ、発生した場合の早期発見に努める。

（１）実施体制

- 1 市対策本部を設置する。（福祉部）
 - ・市医師会等専門家の意見を聴取し、今度の方針を決定する。
 - ・必要に応じ、市の新型インフルエンザ等対策の方針を見直し、対策を実施する。
 - ・政府対策本部より「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」（以下「緊急事態宣言」という。）が出されていない場合にも、必要に応じて市対策本部を設置する。

【参考】

「緊急事態宣言」は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も考慮し早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

- 2 地域感染期に備え、各部局の業務継続計画を確認する。（福祉部）

（２）サーベイランス・情報収集

- 1 厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザ等の発生状況や対策等に関する国内外の情報を継続して収集する。（福祉部）

【情報収集源】

- 国際機関（WHO等）、国立感染症研究所、独立行政法人動物衛生研究所、検疫所等
- 国立感染症研究所の症候群サーベイランスや県の感染症発生動向調査などにより、インフルエンザ等の流行状況を継続して把握する。（福祉部）
- 県、保健所、周辺市町村、医療機関等との連絡を密にし、市内及び周辺での発生の早期把握に努める。（福祉部）
- 市所管の学校・幼稚園・保育所等での集団発生の把握を強化する。（福祉部、教育委員会）
 - ・関係機関と連携し、感染者の流行状況及び集団欠席の状況を把握する。
- 国・県よりワクチンの製造情報等ワクチンに関する情報を収集する。（福祉部）
 - ・抗インフルエンザウイルス薬の流通状況、ワクチンの有効性・ワクチン製造状況等について情報を収集する。

（３）情報提供・共有

- 1 市報，ホームページ，チラシ等可能なあらゆる媒体を利用し，迅速かつ正確に市民への情報提供を行う。（市長公室，関係部局）
 - ・ 新型インフルエンザ等の発生状況，現在の対策等について国・県の広報と整合性を図りながら情報提供を行う。
 - ・ 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等個人レベルの感染予防策を周知する。
 - ・ 県と連携し，感染が疑われる場合の医療機関の受診方法について市民に周知する。
 - ・ 市内の学校・幼稚園・保育所等の臨時休業や集会の自粛等の感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
 - ・ 国の対処方針の改定及び状況の変化等を踏まえながら，適切な情報提供を行う。
- 2 相談窓口を継続して設置する。（福祉部）
 - ・ 市民の不安解消や感染予防対策の周知のため，県と連携し，保健師による相談窓口を継続して設置する。
 - ・ 感染が疑われる例については，県，保健所と連携し，発熱外来などの指定医療機関の受診を勧める。
- 3 県，保健所，市医師会等関係者と継続的な情報共有を行う。（福祉部）

（４）予防・まん延防止

- 1 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の基本的な感染予防策を引き続き市民へ周知する。（市長公室，福祉部）
- 2 市所管の学校・幼稚園・保育所及び社会福祉施設等で，基本的な感染予防策の周知と実践を図る。（関係部局）
- 3 国の示す目安に基づき，県と連携して，市所管の学校・幼稚園・保育所等の臨時休業等を実施する。（福祉部，教育委員会）
- 4 県と連携し，必要に応じて以下の予防・まん延防止策について市民及び市内事業所等へ周知する。（関係部局）
 - ・ 事業者に対する職場における感染対策の徹底。
 - ・ 不要不急の外出の自粛，人ごみを避けること等の勧奨。
 - ・ 集会等行事実施の自粛要請。
- 5 不特定多数の市民の訪れる施設に消毒液を設置するなど，感染予防策を徹底する。（福祉部，関係部局）
 - ・ マスク，消毒液等の使用状況を把握し，不足が予想される場合は追加配備する。
- 6 県及び市医師会等関係機関と連携し，ワクチン接種体制を確認する。（福祉部）

（５）医療

- 1 県と協力し，患者発生に備えた医療体制について確認する。（福祉部，広域事務組合消防本部）

- ・市内での患者が発生した場合の輸送体制，受入医療機関等を確認する。
- 2 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置状況を確認する。（福祉部）
- 3 個人防護具，衛生用品等の確保を進め，必要なときに利用できるよう体制を整備する。（福祉部，広域事務組合消防本部）
- ・備蓄状況に応じて，休日夜間診療所勤務者や最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の個人防護具の確保を進める。
- 4 県及び市医師会等関係機関と協力し，臨時的な医療施設を設置する場合の体制を確認する。（福祉部）

（6）市民生活等の安定の確保

- 1 地域感染期における要援護者の支援体制を確認する。（市民生活部，福祉部）
 - ・要援護者等感染期に援助が必要になる可能性のある世帯を確認する。
 - ・要援護者，一人暮らし家庭等への生活支援（見回り，往診・訪問看護，食事提供等），搬送，死亡時の対応について確認する。
- 2 火葬体制等を整備する。（市民生活部，広域事務組合）
 - ・県と連携し，火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い，火葬体制を整備する。
- 3 市民に対し生活必需品等の備蓄を呼びかける。（市長公室，関係部局）
 - ・地域感染期に備え，食糧等生活必需品の備蓄を呼びかける。
 - ・生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから，必要に応じて，関係団体等を通じ，供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

地域発生早期（県内発生期）

- ・茨城県内（市内を含む）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

【目的】

- 1 感染拡大を最小限に抑える。
- 2 市民への適切な情報提供により混乱を防止する。

（１）実施体制

- 1 市対策本部を設置する。（福祉部，各部局）
 - ・県対策本部において決定された対策を踏まえ，市医師会等専門家の意見を聴取し，今後の市の対策を決定する。
 - ・業務継続計画により新型インフルエンザ等対策を実施しつつ，市の業務を継続する。

（２）サーベイランス・情報収集

- 1 国立感染症研究所の症候群サーベイランスや県の感染症発生動向調査などにより，インフルエンザ等の流行状況を継続して把握する。（福祉部）
- 2 県，保健所，周辺市町村，医療機関等との連絡を密にし，市内及び周辺での発生状況を把握する。（福祉部）

（３）情報提供・共有

- 1 市報，ホームページ，チラシ等可能なあらゆる媒体を利用し，迅速かつ正確に市民への情報提供を行う。（市長公室，関係部局）
 - ・新型インフルエンザ等の発生状況，現在の対策等について国・県の広報と整合性を図りながら情報提供を行う。
 - ・手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等，個人レベルの感染予防策を周知する。
 - ・市所管の学校・幼稚園・保育所等の臨時休業や集会の自粛等の感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
 - ・国の対処方針の改定及び状況の変化等を踏まえながら，適切な情報提供を行う。
- 2 相談窓口の体制を充実させ，強化を図る。（福祉部）
 - ・市民の不安解消や感染予防対策の周知のため，県と連携し，保健師による相談窓口を継続して設置する。
 - ・健康相談のほか，生活福祉等多様な相談に対応できる体制を整備する。
- 3 県，保健所，市医師会等関係者と継続的な情報共有を行う。（福祉部）

（４）予防・まん延防止

- 1 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の基本的な感染予防策を引き続き市民へ周知する。（市長公室，福祉部）

- 2 市所管の学校・幼稚園・保育所及び社会福祉施設等で、基本的な感染予防策の周知と徹底を図る。（福祉部，関係部局）
- 3 国の示す目安に基づき，県と連携し，市所管の学校・幼稚園・保育所等の臨時休業等を実施する。（福祉部，教育委員会）
- 4 県と連携し，必要に応じて以下の予防・まん延防止策について市民及び市内事業所等へ周知する。（市長公室，関係部局）
 - ・事業者に対する職場における感染対策の徹底。
 - ・不要不急の外出の自粛，人ごみを避けること等の勧奨。
 - ・集会等行事实施の自粛要請。
 - ・企業等の事業活動の自粛要請。
- 5 不特定多数の市民が訪れる施設に消毒液を設置するなど，感染予防策を徹底する。（福祉部，関係部局）
 - ・マスク，消毒液等の使用状況を把握し，不足が予想される場合は追加配備する。
- 6 県及び市医師会等関係機関と連携し，ワクチン接種体制を確認する。（福祉部）
 - ・政府対策本部の方針により，パンデミックワクチンの供給が可能になり，特定接種及び住民接種が決定された場合は，国の示した優先順位に基づき速やかに接種を行う。
 - ・接種の実施に当たっては，国及び県と連携して，保健センター・学校など公的な施設を活用するか，医療機関に委託すること等により接種会場を確保し，原則として，市民を対象に集団的接種を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

上記の対策に加え，必要に応じ，次の対策を行う。

- ① 県が行う以下の要請等の措置について市民や事業者等に周知するとともに，県からの要請に応じ適宜協力する。
 - ・特措法第45条第1項に基づき，住民に対し，潜伏期間や治癒までの期間を定めて，生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な対策の徹底を要請する。対象となる区域については，人の移動の実態等を踏まえ，まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位，保健所単位）とする。
 - ・特措法第45条第2項に基づき，学校，保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し，期間を定めて，施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期）の要請を行う。要請に応じず，新型インフルエンザ等のまん延を防止し，県民の生命・健康の保護，県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り，特措法第45条第3項に基づき，指示を行う。

なお，要請・指示を行った際には，その施設名を公表する。
 - ・特措法第24条第9項に基づき，学校，保健所等以外の施設についても，職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず，公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し，特措法第45条第2項に基づき，施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず，新型インフルエンザ等のまん延を防止し，県民の生命・健康の保護，

県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ② 住民に対する予防接種について、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

- 1 県と協力し、新型インフルエンザ等患者に対する医療体制について確認し、患者の搬送体制を確保する。(福祉部, 広域事務組合消防本部)
 - ・受入医療機関等を確認する。
- 2 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の状況を確認する。(福祉部)
- 3 個人防護具, 衛生用品等を必要箇所に配備し, 必要に応じて補充を行う。
(福祉部, 広域事務組合消防本部)
 - ・休日夜間診療所勤務者や最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の個人防護具を配備する。
- 4 県及び市医師会等関係機関と協力し, 必要に応じて臨時的な医療施設の準備を整える。
(福祉部)

【緊急事態宣言がなされている場合の措置】

上記の対策に加え, 必要に応じて, 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者, 販売業者等である指定(地方)公共機関は, 業務計画で定めるところにより, 医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(特措法第47条)

(6) 市民生活等の安定の確保

- 1 必要に応じて, 要援護者の支援を行う。(市民生活部, 福祉部)
 - ・県や地域支援者等と連携し, 要援護者, 一人暮らし家庭等への生活支援(見回り, 往診・訪問看護, 食事提供等)を行う。
- 2 火葬体制等を準備する。(市民生活部, 広域事務組合)
 - ・県と連携し, 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等を準備する。
- 3 市民に対し生活必需品等の備蓄をよびかける。(市長公室, 関係部局)
 - ・地域感染期にそなえ, 食糧等生活必需品の備蓄をよびかける。
 - ・生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから, 必要に応じて, 関係団体等を通じ, 供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

【緊急事態宣言がなされている場合の措置】

上記の対策に加え, 必要に応じて, 次の対策を行う。

① 事業者等の対応

- ・指定(地方)公共機関は, 業務計画で定めることにより, その業務を適切に実施す

るため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに市民生活等の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

② 電気及びガス並びに水の安全供給

- ・電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市は、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

③ 緊急物資の運送等

- ・県が行う、次の要請等に対して適宜協力する。
 - （１）県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
 - （２）県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
 - （３）県は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活等の安定ために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じて、県が行う、関係事業者団体等に対しての供給の確保や乗値上げの防止等の要請等に協力する。

⑤ 犯罪の予防・取締り

- ・混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広域啓発活動を推進するとともに、警察に対して、悪質な事犯に対する取締りを要請する。

地域感染期

・市内も含む県内で新型インフルエンザ等の患者が発生し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。

(感染拡大～まん延～患者の減少に至る時期を含む。)

【目的】

- 1 医療体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 市民生活及地域経済への影響を最小限に抑える。

(1) 実施体制

- 1 市対策本部を引き続き設置する。(福祉部, 各部局)
 - ・県内の新型インフルエンザ等の感染拡大状況を受け、政府及び県対策本部の基本的対処方針をふまえ、市医師会等専門家の意見を聴取し、今後の対策を決定する。
 - ・業務継続計画により新型インフルエンザ等対策を実施しつつ、市の業務を継続する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

県及び市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置を活用する。

(2) サーベイランス・情報収集

- 1 国立感染症研究所の症候群サーベイランスや県の感染症発生動向調査などにより、インフルエンザ等の流行状況を継続して把握する。(福祉部)
- 2 県、保健所、周辺市町村、医療機関等との連絡を密にし、市内及び周辺での発生状況を把握する。(福祉部)

(3) 情報提供・共有

- 1 市報、ホームページ、チラシ等、可能なあらゆる媒体を利用し、迅速かつ正確に市民への情報提供を行う。(市長公室, 関係部局)
 - ・新型インフルエンザの発生状況、現在の対策等について国・県の広報と整合性を図りながら情報提供を行う。
 - ・手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等、個人レベルの感染予防策を周知する。
 - ・市内の学校・幼稚園・保育所等の臨時休業や集会の自粛等の感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
 - ・国の対処方針の改定及び状況の変化等を踏まえながら、適切な情報提供を行う。
- 2 相談窓口を継続して設置する。(福祉部)
 - ・市民の不安解消や感染予防対策の周知のため、県と連携し、保健師による相談窓口を継続して設置する。

・健康相談のほか、生活、福祉等多様な相談に対応できる体制を整備する。

3 県、保健所、市医師会等関係者と継続的な情報共有を行う。(福祉部)

(4) 予防・まん延防止

1 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の基本的な感染予防策を引き続き市民へ周知する。(市長公室、福祉部)

2 市所管の学校・幼稚園・保育所及び社会福祉施設等で、基本的な感染予防策の周知と徹底を図る。(福祉部、関係部局)

3 国の示す目安に基づき、県と連携し、市所管の学校・幼稚園・保育所等の臨時休業等を実施する。(福祉部、教育委員会)

4 県と連携し、必要に応じて、予防・まん延防止策について市民及び市内事業所等へ周知する。(市長公室、関係部局)

- ・事業者に対する職場における感染対策の徹底。
- ・不要不急の外出の自粛、人ごみを避けること等の勧奨。
- ・集会等行事实施の自粛要請。
- ・企業等の事業活動の自粛要請。

5 不特定多数の市民の訪れる施設に消毒液を設置するなど、感染予防策を徹底する。(福祉部、関係部局)

- ・マスク、消毒液等の使用状況を把握し、不足が予想される場合は追加配備する。

6 県及び市医師会等関係機関と連携し、ワクチン接種体制を確認する。(福祉部)

7 予防接種法第6条第3項に基づく臨時接種を進める。(福祉部)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

① 県が行う以下の要請等の措置について市民や事業者等に周知するとともに、県からの要請に応じ適宜協力する。

- ・特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域(市町村単位、保健所単位)とする。
- ・特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・特措法第24条第9項に基づき、学校、保健所等以外の施設についても、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第4

5条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため、特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(5) 医療

- 1 国・県の基本的対処方針を見ながら、受診方法等についての情報をリアルタイムで収集する。(福祉部)
- 2 県及び市医師会と協力し、ピーク時に対応し、臨時的な医療施設での入院患者の受入れを行う。(福祉部)
- 3 市内の状況を確認し、抗インフルエンザウイルス薬等医薬品・医療資器材が不足する場合、県へ備蓄品の提供を要請する。(福祉部)
- 4 国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者に対応する。(福祉部)

【緊急事態宣言がなされている場合の措置】

- 1 上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。
- 2 国及び県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来治療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが、在宅療養を行うことが困難であり、入院治療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。
- 3 臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(6) 市民生活等の安定の確保

- 1 要援護者の支援を継続する。(市民生活部、福祉部)
 - ・ 県や地域支援者と連携し、要援護者、一人暮らし家庭等への生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事提供等）を継続する。
- 2 社会的混乱を避けるため、市民に対し、警察・消防による防犯・防災活動等への協力を要請する。(市民生活部)
- 3 緊急時の火葬体制等を確立する。(市民生活部、広域事務組合)
 - ・ 火葬場の稼動時間を延長するなどして火葬体制を確保する。
 - ・ 県と連携し、火葬能力を越えた場合、一時的な遺体安置所を設置し、運用する。

- 4 ごみ処理機能を維持する。(市民生活部, 広域事務組合)
 - ・まん延により多量のごみが発生することが予想されるため, ごみ処理機能を維持する。
- 5 食糧・生活必需品を確保する。(市民生活部, 経済部)
 - ・食糧・生活必需品の確保について市内事業所等に協力を要請する。
 - ・食糧・生活必需品が不足した場合, 市の備蓄品を供出する。

【緊急事態宣言がなされている場合の措置】

上記の対策に加え, 必要に応じ, 以下の対策を行う。

① 事業者等の対応

- ・指定(地方)公共機関及び登録事業者は, 特定接種の実施状況に応じて, 事業を継続する。

② 電気及びガス並びに水の安全供給

- ・電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は, それぞれの業務計画で定めるところにより, 電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等, 新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・水道事業者, 水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県, 市, は, それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより, 消毒その他衛生上の措置等, 新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

③ 緊急物資の運送等

- ・県が行う, 次の要請等に対して適宜協力する。
 - (1) 県は, 緊急の必要がある場合には, 運送事業者である指定(地方)公共機関に対し, 食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
 - (2) 県は, 緊急の必要がある場合には, 医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し, 医薬品又は医療機器の配送を要請する。
 - (3) 県は, 正当な理由がないにもかかわらず, 上記の要請に応じないときは, 必要に応じ, 指定(地方)公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

④ 物資の売渡しの要請等

- ・対策の実施に必要な物資の確保に当たっては, あらかじめ所有者に対し物資の売渡し要請の同意を得ることを基本とする。なお, 新型インフルエンザ等緊急事態により, 当該物資等が使用不能になっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず, 当該所有者等が応じないときは, 必要に応じ, 物資を収用する。
- ・特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には, 必要に応じ, 事業者に対し特定物資の保管を命じる。

⑤ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活等の安定のために, 物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから, 生活関連物資等の価格が高騰しないよう, また, 買占め及び売

惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対する供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
 - ・生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、行動計画の定めるところにより、適切な措置を講じる。
- ⑥ 要援護者への生活支援等
- ・要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
- ⑦ 犯罪の予防・取締り
- ・混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広域啓発活動を推進するとともに、警察に対して、悪質な事犯に対する取締りを要請する。
- ⑧ 埋葬・火葬の特例等
- ・県の要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるように要請する。
 - ・死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の要請を受け、一時的に遺体を安置できる施設等を直ちに確保する。
 - ・遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

小康期

- ・ 新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 流行はいったん収束している収束状況。

【目的】

- 1 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

(1) 実施体制

- 1 政府の「新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言」などの状況により、市医師会の意見を聴取するなどして、市対策本部において対策本部の廃止を決定する。(福祉部)
- 2 各部局間での意見調整や情報共有を図るため、市対策連絡会議を開催する。(福祉部)

(2) サーベイランス・情報収集

- 1 厚生労働省等を通じ、新型インフルエンザの対策等に関する国内外の情報を収集する。(福祉部)

【情報収集源】

- 1 国際機関 (WHO 等)、国立感染症研究所、独立行政法人動物衛生研究所、検疫所等
- 2 国立感染症研究所の症候群サーベイランスや県の感染症発生動向調査などにより、新型インフルエンザ等の流行状況を把握する。(福祉部)
- 3 市所管の学校・幼稚園・保育所等における感染症の流行状況を把握する。また、国立感染症研究所の学校欠席者情報収集システムを利用し、全国の感染症の流行状況を把握する。(教育委員会、福祉部)
- 4 家きん等における伝染病の流行状況を把握する。(経済部)

(3) 情報提供・共有

- 1 引き続き、市報、ホームページ等可能なあらゆる媒体を利用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性について情報提供する。(市長公室、福祉部)
 - ・ 国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、現在の対策等について国・県の広報と整合性を図りながら情報提供を行う。
 - ・ 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等個人レベルの感染予防策を周知する。
 - ・ 国の対処方針の改定及び状況の変化等を踏まえながら、適切な情報提供を行う。
- 2 状況をみながら、相談窓口を縮小・中止する。(福祉部)
 - ・ 状況に応じて通常の相談体制に戻す。
- 3 県、保健所、市医師会等関係者と継続的な情報共有を行う。(福祉部)

(4) 予防・まん延防止

- 1 国・県から示される学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の解除の目安を参考に、感染拡大防止策を解除する。(福祉部、関係部局)

- 2 流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備えたまん延防止対策を見直し、改善を図る。(各部局)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

上記の対策に加え、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

(5) 医療

- 1 臨時的な医療施設での対応は、県と協議の上、通常の外来・感染症指定医療機関での対応が判断された時点で終了する。(福祉部)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 市民生活等の安定の確保

- 1 流行の状況を踏まえ、市民や事業者等に対しての各種行事等の自粛要請を解除する。
(市長公室、関係部局)
- 2 要援護者への支援について、社会機能の状況にあわせて、順次平常時の体制に移行させる。(市民生活部、福祉部)
- 3 遺体安置所について、死亡者数の状況を踏まえ、順次閉鎖していく。(市民生活部)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

1 業務の再開

- ・事業者に対し、県内の流行状況を踏まえつつ、事態継続に不可欠な重要業務への重点化のため、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
- ・指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことが出来るよう、必要な支援を行う。

2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・県・市町村・指定(地方)公共機関は、国と連携し、国内(県内)の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。